

新宿区子ども・子育て支援事業計画 (第三期)

令和7年度～令和11年度

(2025年度～2029年度)

概要版



令和7(2025)年3月
新宿区

〈目 次〉

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の位置付け及び計画期間等	1
計画の位置付け	1
計画期間	1
2 計画策定のための調査の実施等	2
計画策定体制	2
3 計画全体の構成	3
施策の体系	5
第2章 施策目標別の取組の方向と主な事業	6
1 施策目標別の取組の方向	6
施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	6
施策目標2 健やかな子育てを応援します	7
施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	7
施策目標4 安心できる子育て環境をつくります	8
2 施策目標別の主な事業	9
ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援	9
点検・評価*	14
(*計画では、第1章で説明していますが、概要版では構成上第2章で説明しています。)	
第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	15
1 教育・保育提供区域の設定	15
保育提供区域の設定	15
教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	15
2 各年度における教育・保育の量の見込み	16
保育所等	16
幼稚園等	16
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	17

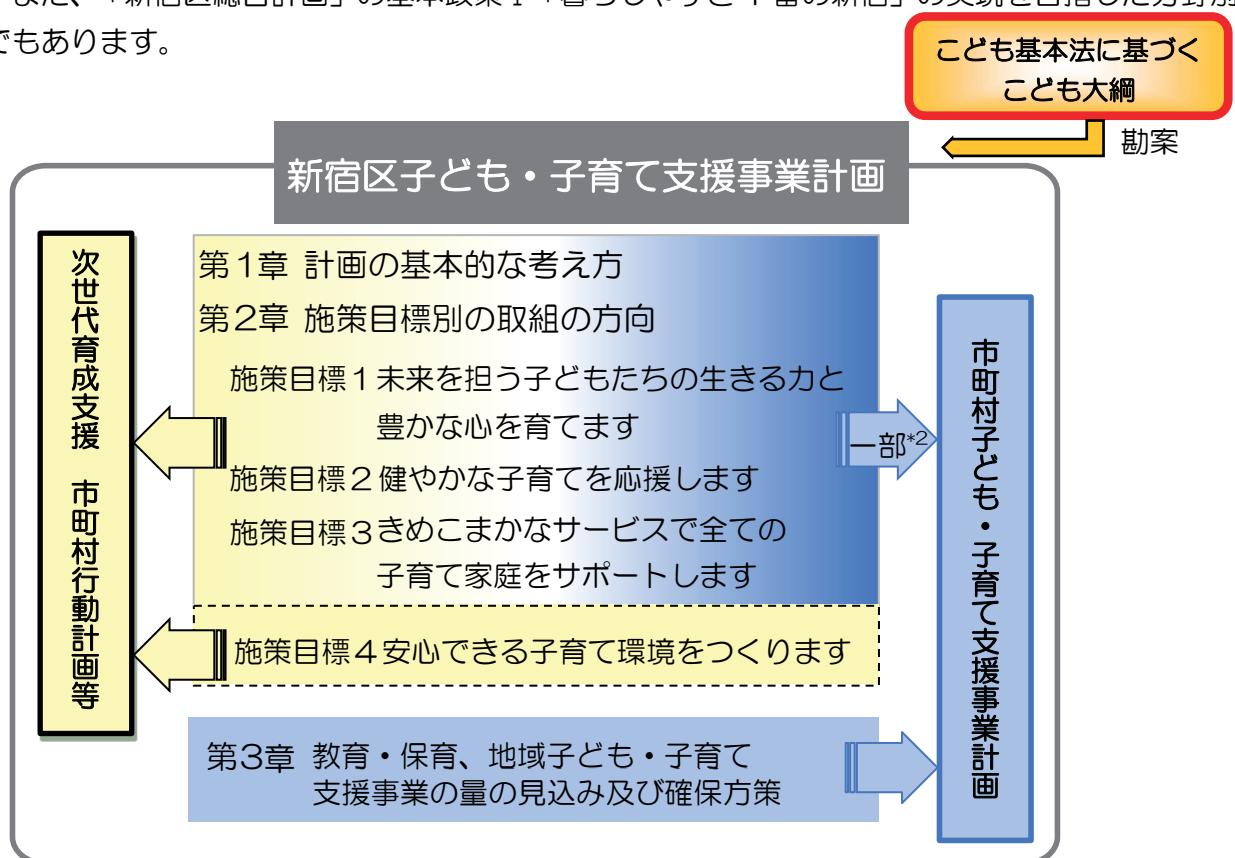
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け及び計画期間等

計画の位置付け

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（以下「本計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。あわせて、「次世代育成支援対策推進法^{*1}」第8条に基づく「市町村行動計画」としての新宿区次世代育成支援計画を継承するとともに、「子ども基本法」に基づく国の「子ども大綱」に掲げることも施策に関する基本的な方針を勘案して策定します。このほか、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」第5条の施策である「成育医療等基本方針に基づく計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含するものとして策定します。

また、「新宿区総合計画」の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画でもあります。



*1 平成17年度から平成26年度までの时限立法であった「次世代育成支援対策推進法」は、数次の法改正により令和17年度までに延長されました。

*2 市町村子ども・子育て支援事業計画の事業内容は、第3章のほか第2章の施策目標1から3においても記載しています。

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

2 計画策定のための調査の実施等

「新宿区子ども・子育て支援に関する調査」（以下「区の調査」という。）は、区民の子育て支援サービスの利用状況や子どもと子育て家庭、若者など区民の意識と生活実態、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するため、令和5年9月25日から令和5年10月15日の間に実施しました。

下表の①及び②は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するため、③、⑤、⑦、⑧は、子どもや若者の日常的な暮らしの状況や子どもや若者自身の意識をより詳細に把握するため、④及び⑥は、子育て支援サービスの利用状況や子育て家庭の意識を把握するため実施しました。

調査結果は、第2章の中で施策における「現状と課題」の中で引用しているほか、第3章の事業量の見込みの基礎数値として使用しています。

なお、調査対象・回収率等は、以下のとおりです。また、調査結果は区公式ホームページや区立図書館・特別出張所などで閲覧することができます。

- *調査票の発送、回収とともに郵送（回答は無記名、インターネットでの回答も可）とし、対象は住民基本台帳に基づく年齢別の無作為抽出としました。
- *③④及び⑤⑥はそれぞれ同一世帯に調査、その他同一世帯の重複調査はありません。

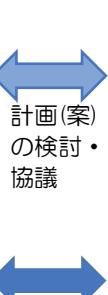
対象者	対象者数 (人)	有効回収数 (票)	有効回収率
①就学前児童保護者	2,500	1,247	49.9%
②小学生保護者	2,200	1,042	47.4%
③小学校5・6年生	800	259	32.4%
④小学校5・6年生保護者	800	322	40.3%
⑤中学生	800	232	29.0%
⑥中学生保護者	800	328	41.0%
⑦青少年（15歳～17歳）	1,000	277	27.7%
⑧若者（18歳～39歳）	1,200	235	19.6%
合計	10,100	3,942	39.0%

計画策定体制

本計画は庁内検討組織である「新宿区次世代育成支援推進本部」、学識経験者・公募区民・地域活動団体の構成員等からなる「新宿区次世代育成協議会」及び同協議会の委員から選出した「新宿区次世代育成協議会部会」において、前計画の進捗状況の確認・検証を行いつつ、計画案を検討・協議するとともに、学識経験者・公募区民・地域活動団体の構成員・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、策定を進めてきました。

新宿区

次世代育成支援推進本部
構成：区長、副区長、教育長、関係部長



・次世代育成協議会

構成：区長、学識経験者3名、公募区民3名、地域活動団体の構成員等37名、計44名

・次世代育成協議会部会

構成：次世代育成協議会委員のうち、学識経験者3名、公募区民3名、地域活動団体の構成員等10名、計16名

・子ども・子育て会議

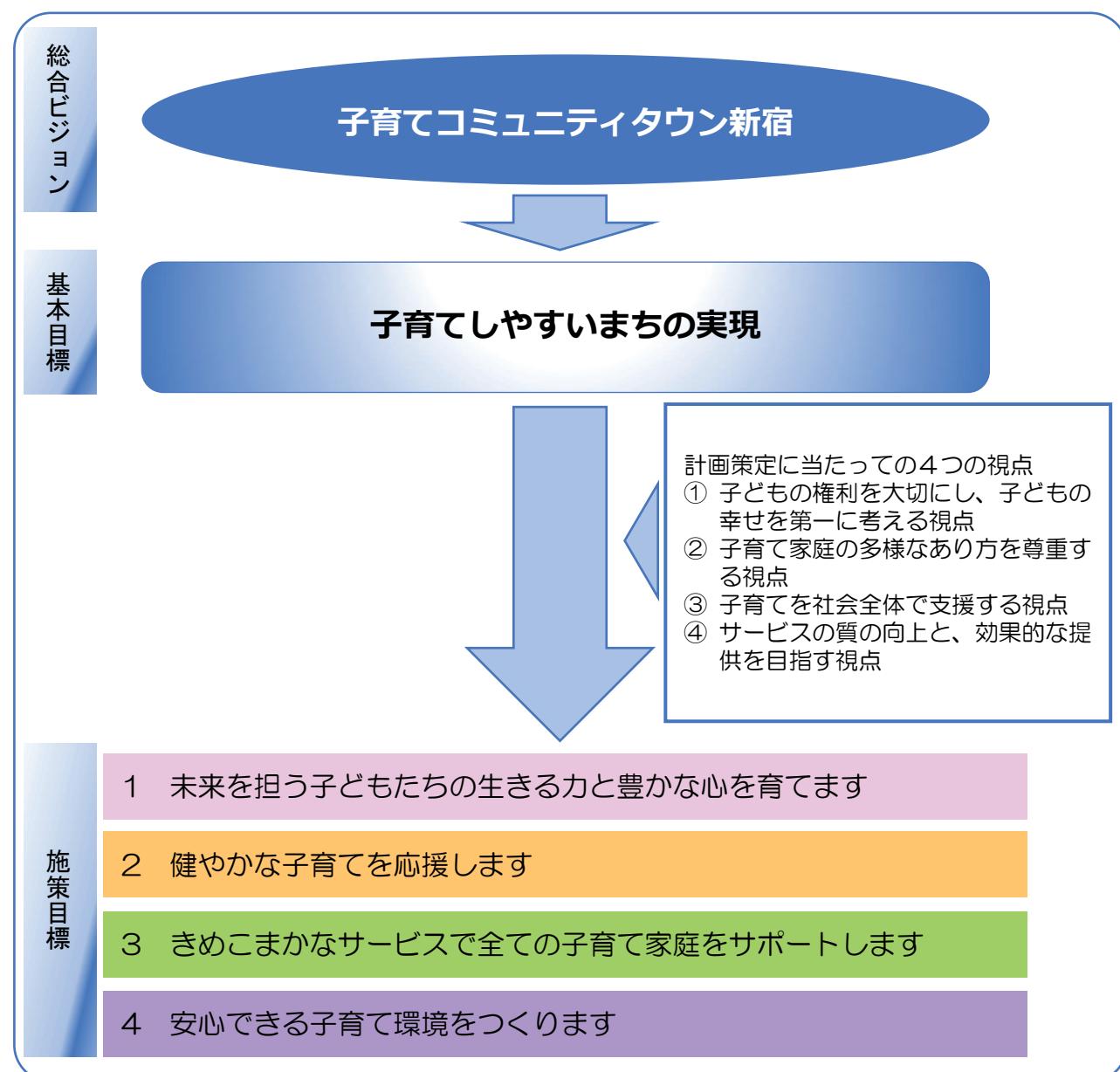
構成：学識経験者3名、公募区民3名、地域活動団体の構成員2名、子ども・子育て関連事業者5名、計13名

3 計画全体の構成

新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、国際的な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできる、都市機能がバランスよく集積した魅力にあふれたまちです。

新宿のまちで生活し活動する多様な人々が、自分の子育て経験を活かしながら他人の子育てを応援する中で、「子育て」をきっかけに出会いと交流が生まれ、コミュニティが育っていきます。また、自分に合った子育て支援サービスを豊富なメニューの中から選択できるとともに、ワーク・ライフ・バランスが一層推進されることで、誰もが子育てを楽しみながら生き生きと暮らすことができます。こうした目指すべきまちの姿への思いを、「子育てコミュニティタウン新宿」に込め、本計画の総合ビジョンに掲げました。

この「子育てコミュニティタウン新宿」を推進していくため、本計画では「子育てしやすいまちの実現」を基本目標として掲げるとともに、4つの施策目標を定め、子どもと子育て支援施策にかかる取組の方向と具体的な事業を体系化しました。



《数値目標》

「子育てしやすいまちの実現」のため、「子育てしやすいまちだと思う人」の割合を増やすことを数値目標として定めます。

区分	現状 (令和5年度の区の調査結果)	目標 (令和11年度)
就学前児童保護者	48.6%	65.0%
小学生保護者	50.7%	65.0%

■数値目標設定の考え方

令和5年度の区の調査においては、就学前児童保護者及び小学生保護者いずれも前回結果を下回る結果となりました。しかし、本計画においても、計画の総合ビジョンに掲げる「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向け、引き続き子育て支援施策に取り組んでいくことから、これまでの目標値を継続し、達成に向け計画を推進していきます。

〔参考〕実績値の比較（5年ごとの区の調査結果）

区分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
就学前児童保護者	24.7%	35.9%	47.0%	59.3%
小学生保護者	16.6%	35.0%	54.9%	61.9%

《基本指標》

計画策定の土台としてきた、子ども自身が健やかに自分らしく成長していくことが子育て支援の原点であるという考え方を見る化し、子どものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）を測る基本指標として、本計画では新たに「子どもの自己肯定感の高さ」を設定することで、5年ごとの区の調査で状況を確認していきます。

〔子どもの自己肯定感の高さ〕（5年ごとの区の調査結果）

区分	平成30年度	令和5年度
小学校5・6年生	83.7%	79.8%
中学生	81.2%	76.6%
青少年（15歳～17歳）	79.9%	80.1%

■基本指標設定の考え方

基本指標である「子どもの自己肯定感」とは、区の調査で「自分のことが好きだ」、「自分は家族に大事にされていると思う」、「自分は友だちに好かれていると思う」、「自分にはやればできる力があると思う」、「がんばれば、みとめられると思う」の5つの設問について、「とても思う」または「思う」と回答した人の割合を平均したものとして考えます。

施策の体系

施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

- 1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて
 - (1) 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利
 - (2) 虐待から子どもを守るためにの取組
 - (3) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組
- 1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために
 - (1) 質の高い学校教育の推進
 - (2) 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援
- 1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために
 - (1) 心とからだの栄養素 「遊び」
 - (2) 心とからだの栄養素 「文化・芸術」
 - (3) 心とからだの栄養素 「食」
- 1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて
- 1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

施策目標2 健やかな子育てを応援します

- 2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組
- 2-2 子どもの健やかな成長のために
 - (1) 乳幼児の健やかな発達支援
 - (2) 学童期から思春期までの健康づくり

施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

- 3-1 子育て支援サービスの総合的な展開
 - (1) 子育て支援サービスの充実
 - (2) 経済的な支援
 - (3) 子どもの貧困の解消に向けた取組
- 3-2 就学前の教育・保育環境の充実
 - (1) 適正な保育定員の維持
 - (2) 保育サービスの充実と質の向上
 - (3) 幼児教育環境の充実
- 3-3 放課後の子どもの居場所の充実
- 3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために
- 3-5 ひとり親家庭への支援
- 3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進
- 3-7 外国につながりのある家庭、子どものために

施策目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 4-3 もっと安全で安心なまちづくり
- 4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

第2章 施策目標別の取組の方向と主な事業

1 施策目標別の取組の方向

施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

子どもが権利の主体であることを社会全体で共有し、未来を担う子どもたち一人ひとりが大切にされるとともに、子ども自らが意見を表明できるようにすることが大切です。子ども時代は、人として成長していく土台が築かれるかけがえのない時期です。自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

施策1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

- ・人権教育の推進と啓発事業の充実
- ・子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・相談とネットワークの充実
- ・育児の負担感や困難感を軽減
- ・児童相談体制の整備
- ・いじめ防止や不登校対策等の取組の充実

施策1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために

- ・確かな学力を育む学校教育の充実
- ・豊かな人間性と社会性を育む教育の充実
- ・地域との連携・協働による教育の推進
- ・教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進
- ・子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実
- ・子どもの成長・発達に応じた相談等の充実
- ・特別支援教育の推進
- ・障害者理解教育の推進

施策1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために

- ・「遊び」への支援と未来の担い手の育成
- ・魅力ある公園の整備
- ・文化芸術振興基本条例に基づく取組の推進
- ・新宿区子ども読書活動推進計画の着実な推進
- ・心とからだをつくる食生活のスタート支援
- ・食育の推進

施策1-4 子どもから若者までの切れ目ない支援に向けて

- ・若者が社会の中で自分らしく生きるための支援
- ・若者の自立に向けた包括的な支援体制の構築
- ・若者の自殺対策の推進
- ・児童館、児童コーナーにおける居場所の充実

施策1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

- ・国際化社会で生きる力を育む

施策目標2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期における親と家庭を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長に合わせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

施策 2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組

- ・安心して出産を迎える支援の充実
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

施策 2-2 子どもの健やかな成長のために

- ・母親のこころの健康支援
- ・子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の実施
- ・病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実
- ・休日や夜間における子どもの急诊診療
- ・こころと体の健康支援
- ・スポーツへの関心の向上と体力づくり

施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

子どもの健全な成長と幸せな生活を実現するため、子育て中の親が心にゆとりをもって子育てできるよう、子育て支援サービスの充実により、多様なニーズに対応していきます。

施策 3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

- ・多様な子育て支援ニーズへの対応
- ・相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上
- ・子育て支援情報を誰にも簡単にわかりやすく提供する仕組みづくり
- ・子育てに対する経済的負担軽減のための施策
- ・全庁での総合的な取組（次世代育成支援推進本部の運営）
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業の推進
- ・わかりやすい子育て支援情報の発信（子育て支援施策ガイドの発行）

施策 3-2 就学前の教育・保育環境の充実

- ・保育需要に応じた適正な保育定員の維持
- ・多様な保育サービス等の充実
- ・保育の質の向上
- ・就学前教育合同研修等の充実
- ・区民ニーズに対応した幼児教育環境の提供

施策 3-3 放課後の子どもの居場所の充実

- ・学童クラブ事業の質の向上
- ・事業スペースの拡充
- ・放課後子どもひろば等の実施
- ・障害のある子どもの放課後支援の実施

施策 3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

- ・特に配慮が必要な子どもへの教育・保育（就学前の教育・保育施設）
- ・特に配慮が必要な子どもへの教育・保育（学童クラブ）
- ・障害のある子どもへの支援
- ・障害のある子どものサービス利用の支援
- ・障害のある保護者への育児支援

施策 3-5 ひとり親家庭への支援

- ・自立に向けた支援体制の継続
- ・ひとり親家庭への支援策の充実

施策 3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進

- ・子育てしやすい環境づくりに向けた意識啓発と支援
- ・男性の育児参加へのきっかけづくり
- ・子育てしやすさの向上に取り組む企業への支援

施策 3-7 外国につながりのある家庭、子どものために

- ・外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポート

施策目標 4 安心できる子育て環境をつくります

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組や多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めています。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動を推進するとともに、環境問題への取組や居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現を目指します。

施策 4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

- ・子育てを支援する団体・人との出会いと活動への支援
- ・新宿区子ども未来基金を活用した支援
- ・世代間交流の機会の拡充

施策 4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

- ・子どもと外出しやすいまちの推進
- ・ユニバーサルデザインまちづくりの推進

施策 4-3 もっと安全で安心なまちづくり

- ・子どもの安全を守るための情報共有と地域の見守り活動
- ・安全教育及び学校の安全対策の推進
- ・ピーポ 110 ばんのいえの普及

施策 4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

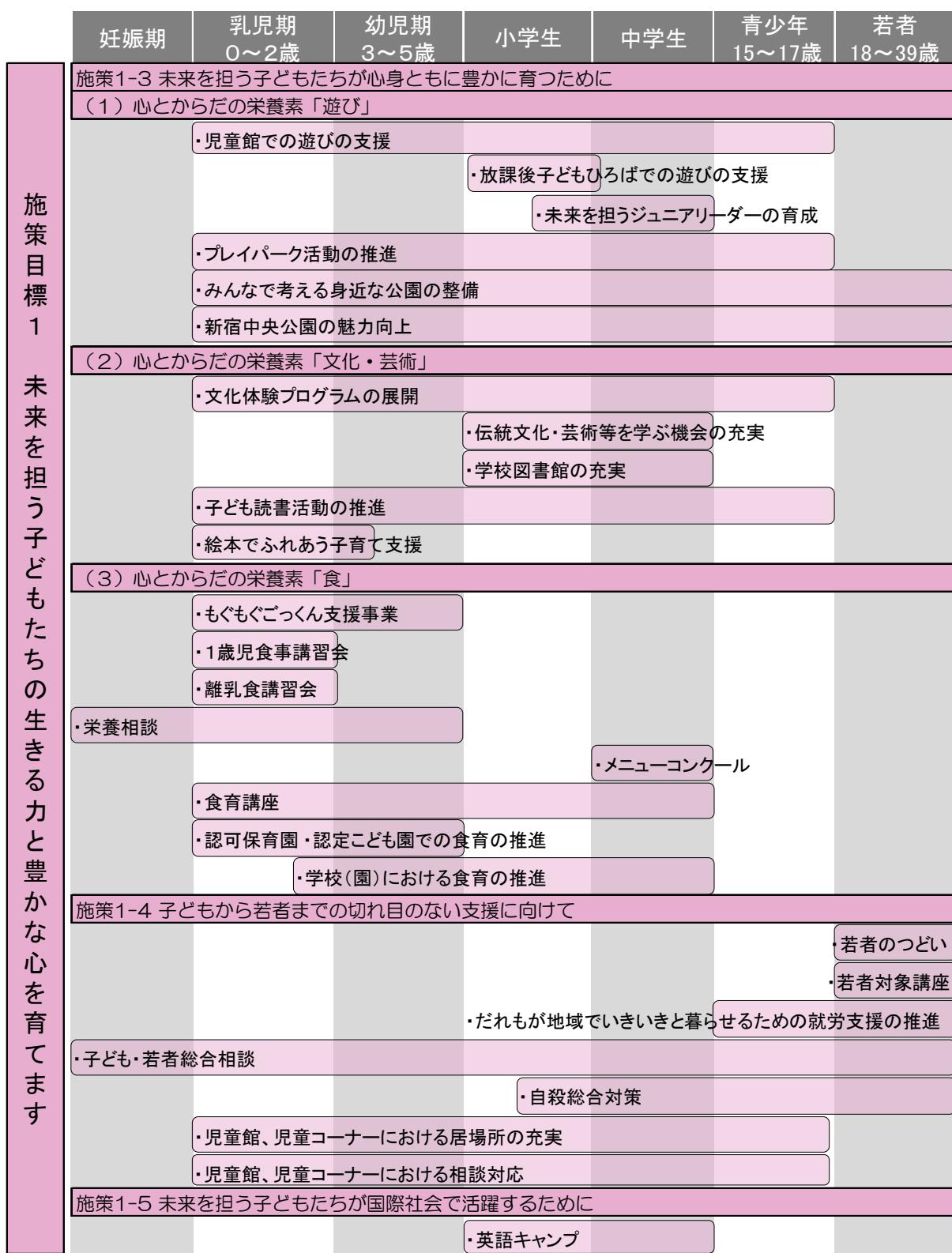
- ・環境学習情報センターを通じた環境学習・環境教育の推進
- ・学校等での環境学習の推進
- ・子育て世帯に対する居住継続の支援

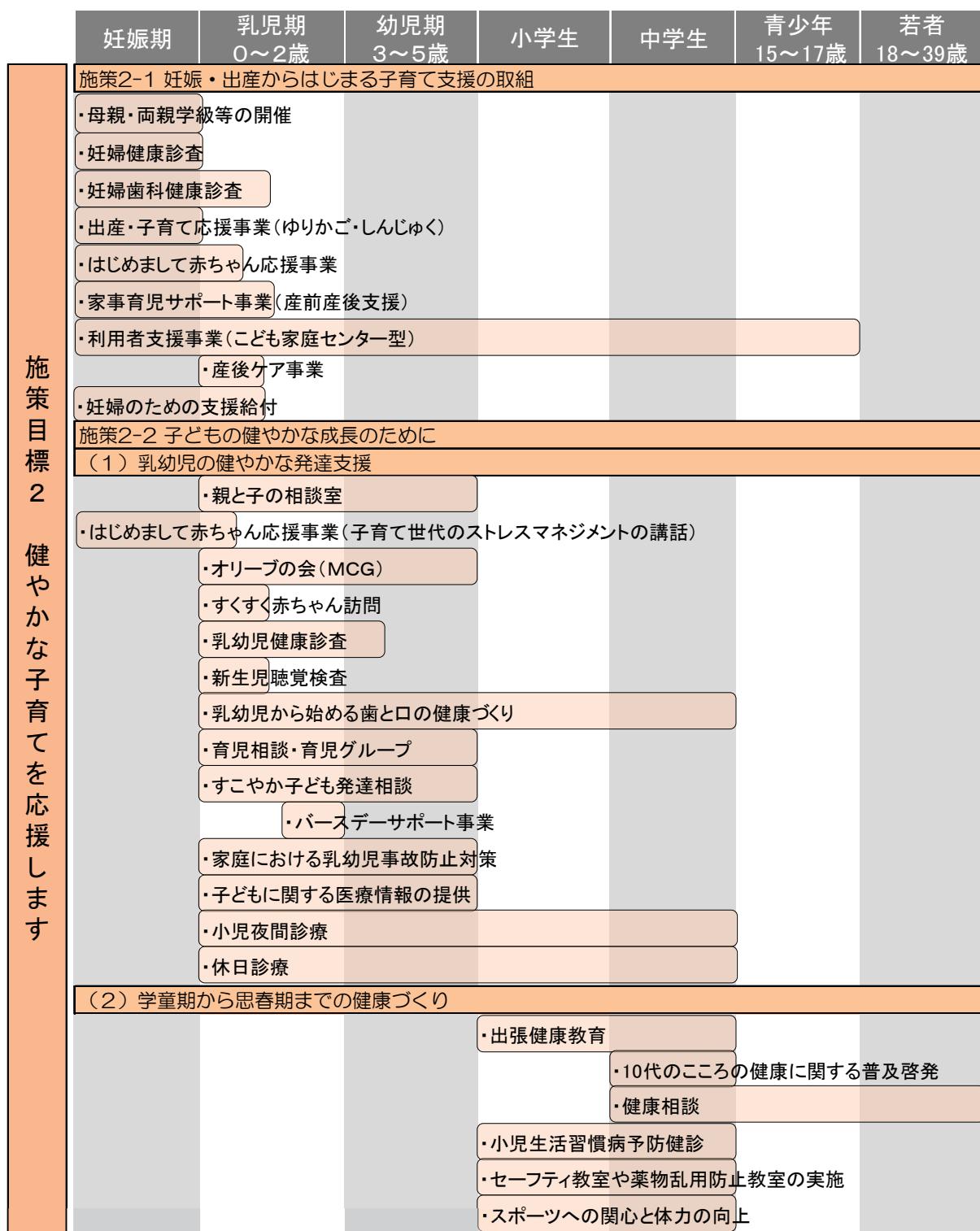
2 施策目標別の主な事業

ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援

妊娠期	乳児期 0~2歳	幼児期 3~5歳	小学生	中学生	青少年 15~17歳	若者 18~39歳
施策1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて						
(1) 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利						
			<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進 ・子どもの施策への参画促進 ・キッズページの運営 			<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーへの支援
(2) 虐待から子どもを守るための取組						
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭・若者サポートネットワーク ・子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口) ・養育支援訪問等事業 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業(要支援家庭を対象とした子どもショートステイ) ・親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング) 			
(3) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組						
			<ul style="list-style-type: none"> ・学校問題支援室の運営 ・いじめによる重大事態調査委員会及び いじめによる重大事態等に関する協議会の運営 ・不登校児童・生徒への支援 ・情報モラル教育の推進 			
施策1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために						
(1) 質の高い学校教育の推進						
			<ul style="list-style-type: none"> ・学校サポート体制の充実 ・学校評価の充実 ・ICTを活用した教育の充実 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫ある教育活動の推進 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実 ・学校の法律相談体制の整備 ・部活動運営支援事業 			
(2) 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援						
			<ul style="list-style-type: none"> ・発達相談 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく児童発達支援 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等巡回保育相談<認可保育園・認定こども園等> 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の実施 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の推進 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・まなびの教室(特別支援教室) 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者理解教育の推進 			

施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます





	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
施策3-1 子育て支援サービスの総合的な展開							
(1) 子育て支援サービスの充実							
施 策 目 標 3 きめこまか なサービスで全 ての子育て家庭をサ ポートします	・認可保育園・認定こども園等における一時保育の実施						
	・ひろば型一時保育の充実						
	・ファミリーサポート事業						
	・家事育児サポート事業(ベビーシッター利用支援事業)						
	・子育て短期支援事業(従来型子どもショートステイ)						
	・地域子育て支援拠点事業						
	・幼稚園子育て支援事業の実施						
	・子どもと家庭の総合相談						
	・子育て相談体制の充実						
	・利用者支援事業(基本型)						
	・子育て支援情報の発信						
(2) 経済的な支援							
	・児童手当						
	・児童扶養手当						
	・特別児童扶養手当						
	・児童育成手当(育成手当・障害手当)						
	・子ども医療費助成						
	・ひとり親家庭等医療費助成						
	・認可保育園・認定こども園等の保護者の負担軽減						
	・認可保育園・認定こども園等の保護者の多子世帯負担軽減						
	・区立幼稚園保護者の負担軽減						
	・私立幼稚園保護者の負担軽減						
(3) 子どもの貧困の解消に向けた取組							
	・次世代育成支援推進本部の運営(子どもの貧困の解消に向けた対策)						
	・生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援						
	・生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援						
	・生活困窮世帯の子どもへの学習支援						
	・就学援助						
	・子育て支援施策ガイドの作成・配付						
	施策3-2 就学前の教育・保育環境の充実						
	(1) 適正な保育定員の維持						
	・適正な保育定員の維持						
	(2) 保育サービスの充実と質の向上						
	・特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児保育等】						
	・定期利用保育の実施						
	・各種研修の充実						
	・指導検査						
	(3) 幼児教育環境の充実						
	・就学前教育合同研修等の充実						
	・私立幼稚園における預かり保育の実施						
	・認定こども園【幼稚園機能】における預かり保育の実施						
	・区立幼稚園における3年保育の実施						
	・区立幼稚園における預かり保育の実施						
	・私立幼稚園に対する補助金の交付						

施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
施策3-3 放課後の子どもの居場所の充実						
			<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの充実 ・各種研修の充実 ・放課後子どもひろばの実施 ・学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営 ・児童福祉法に基づく放課後等ディサービス ・障害児等タイムケア事業 			
施策3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために						
			<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園等における障害児等保育 ・保育所等訪問支援事業 ・幼稚園における特別支援教育 ・学童クラブにおける障害児保育 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費の支給 ・日常生活用具の支給 ・住宅設備改善 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・中等度難聴児発達支援事業 ・障害児者のための居宅介護(ホームヘルプサービス) ・ペアレンツメンターの活用・養成 ・障害児者のための短期入所(ショートステイ) ・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス ・障害のある保護者への育児支援のための居宅介護や重度訪問介護 			
施策3-5 ひとり親家庭への支援						
			<ul style="list-style-type: none"> ・生活向上支援事業(ひとり親家庭福祉) ・母子家庭等自立支援給付事業 ・ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業 ・ひとり親家庭休養ホーム ・養育費確保支援事業 			
施策3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進						
			<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 ・働く女性応援講座 ・父親の育儿参加の促進 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 			
施策3-7 外国につながりのある家庭、子どものために						
			<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習への支援 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・外国語版生活情報紙の発行 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・保育園児等へのサポート ・日本語サポート指導 ・日本語学級の運営 			



	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
施策目標4 安心できる子育て環境をつくります	施策4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり						
	・家庭・地域の教育力向上支援(新宿子育てメッセ実行委員会の活動)						
	・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)						
	・家庭・地域の教育力向上支援 (新宿区青少年活動推進委員の活動)						
	・新宿区子ども未来基金を活用した事業						
	・落合三世代交流事業 ・児童と高齢者の交流						
	施策4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり						
	・子育て応援ショップの登録促進						
	・バリアフリーの基盤整備						
	・ユニバーサルデザインまちづくりの推進						
施策4-3 もっと安全で安心なまちづくり							
・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 ・安全教育の推進							
・みんなで進める交通安全							
・緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」							
施策4-4 未来の子どもたちへの環境づくり							
・環境学習情報センター							
・環境学習・環境教育の推進							
・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備) ・多世代・次世代育成居住支援							



点検・評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、行政評価制度等により各施策目標の主な事業についての評価を行い、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、各事業の見直しを図ります。

また、「教育・保育の量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」等については、各年度の住民基本台帳人口を基に、新宿自治創造研究所が試算した人口推計を使用し、必要に応じて見直します。

さらに、施策をより効果的に推進するため、新宿区次世代育成支援推進本部、新宿区次世代育成協議会及び新宿区子ども・子育て会議において、計画の進行管理を行います。

なお、各会議の資料や議事録は区公式ホームページに掲載します。

第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

保育提供区域の設定

前計画においては、地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況や保育施設の整備状況等を勘案し、隣接する3~4の特別出張所管内を一つの区域として3区域^{*3}を設定し、計画的な保育施設の整備を進めてきました。この結果、3区域における就学前児童人口に対する保育定員の割合は、前計画期間の初年度である令和2年4月と令和6年4月を比較すると、下表のとおり各区域とも高い水準に達しています。また、ピークの平成25年4月に176人であった待機児童は、前期計画期間中の令和3年度以降、区全体で継続して待機児童ゼロを維持していることなどから、本計画では区内全域を一つの区域として設定していきます。

【参考】各区域別の状況（各年度4月1日現在）

就学前児童人口に対する保育定員の割合		令和2年	令和6年
	東南地域	56.73%	65.09%
中央地域	59.26%	77.18%	
西北地域	58.31%	71.26%	

今後は、大規模な再開発事業等により子育て世帯の大幅増が見込まれるなど、特定のエリアにおける保育の提供体制と地域の保育需要を考慮し、保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を検討します。

なお、保育提供区域は、計画期間中の教育・保育施設の整備の考え方の基本とするものですが、今後の社会状況や地域の状況に応じて必要が生じた場合には、適正な見直しを行っていきます。

*3 東南地域（四谷、篠町、榎町、角筈特別出張所管内）、中央地域（若松町、大久保、柏木特別出張所管内）、西北地域（戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内）の3区域

教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業についても、区内全域を一つの区域として設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込み

現在の利用状況や利用希望から推計した「量の見込み」に対応する「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を、令和7年度～令和11年度中の事業計画として定め、質の高い教育・保育を実施していきます。

保育所等

計画期間内における量の見込みに対応する保育定員はすでに確保されています。今後も、社会情勢の変化や地域の状況等を注視し、量の見込みを変更するような場合は、適切な保育定員を確保していきます。

(単位：人)

	令和7年度			8年度			9年度			10年度			11年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
定員確保数	899	3,081	4,531	894	3,075	4,525	894	3,069	4,519	894	3,069	4,512	899	3,081	4,530
量の見込み	608	2,592	3,125	614	2,543	2,970	619	2,539	2,840	628	2,563	2,765	636	2,591	2,736
差引数	291	489	1,406	280	532	1,555	275	530	1,679	266	506	1,747	263	490	1,794

幼稚園等

(単位：人)

	令和7年度			8年度			9年度			10年度			11年度		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
定員確保数	705	1,001	1,055	805	911	1,025	805	1,061	935	805	1,061	1,085	805	1,061	1,085
量の見込み	695	731	697	669	688	660	648	662	619	641	641	596	648	633	577
差引数	10	270	358	136	223	365	157	399	316	164	420	489	157	428	508



3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	事業概要							
	単位	5年度 利用実績 (参考)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
			確保数					
量の見込み								
①延長保育事業	保育園、認定こども園等に在籍する子どもについて、基本開所時間以外の時間に保育を実施する事業							
②放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	人	—	4,075	4,073	4,071	4,068	4,098	
			1,452	1,410	1,382	1,373	1,375	
③子育て短期支援事業 (ショートステイ ・トワイライト ステイ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業							
	人日	2,241	2,518	2,658	2,658	2,658	2,658	
④地域子育て支援拠点事業	病気・出産・介護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭や協力家庭から構成される団体である実施施設で子どもを預かる事業							
	人日	543	16,425	17,155	17,885	18,615	19,345	
⑤-1一時預かり事業	か所	—	65	65	65	65	65	
	人日	200,947	196,769	195,118	195,634	197,767	200,140	
⑤-2上記以外の一時預かり事業	幼稚園で子育て支援の一環として、教育時間終了後に子どもを預かる事業							
	人日	55,519	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	
⑥病児保育事業	人日							
	人日	25,630	69,001	69,204	69,413	69,615	69,818	
	48,182							
	人日	1,786	9,091	9,148	9,206	9,263	9,320	
			6,302	6,119	5,997	5,956	5,965	

事業名	事業概要							
	単位	5年度 利用実績 (参考)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
			確保数					
量の見込み								
⑦ファミリー サポート事業 (就学後)	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業							
⑧養育支援訪問 事業	人	3,604	6,302	6,384	6,465	6,546	6,627	
			5,092	4,947	4,756	4,544	4,310	
⑨利用者支援 事業 (基本型・こど も家庭センター 型)	養育支援が特に必要な家庭に対して、専門職等のヘルパーを派遣し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業							
	人	—	—	—	—	—	—	
			350	350	350	350	350	
⑩妊婦健康診査	基本型は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 こども家庭センター型は、母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営する体制を整備することにより、妊娠期から子育て期、その後の子どもの成長に応じた支援を行う事業							
	か所	7	12	12	12	12	12	
			12	12	12	12	12	
⑪乳児家庭全戸 訪問事業	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関等に委託して実施し、費用の一部を助成する事業							
	人	2,422	2,335	2,353	2,386	2,419	2,449	
			25,519	25,218	25,412	25,769	26,125	
⑫多様な主体が 本制度に参入 することを促進 するための事業	生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員（助産師・保健師等）が訪問する事業							
	人	1,988	—	—	—	—	—	
			1,960	1,982	1,998	2,026	2,054	
⑬実費徴収に係 る補足給付を 行う事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業							
	—	【実施についての考え方】 民間事業者への支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の支援、開設後の支援（巡回支援含む）等を行います。						
		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業						
	—	【実施についての考え方】 今後の状況を踏まえ、実施の可否も含めて検討していきます。						

事業名	事業概要						
	単位	5年度 利用実績 (参考)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
			確保数				
			量の見込み				
⑭子育て世帯訪問支援事業	子育てに対して不安・負担を抱える家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援・相談等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境を整え、虐待の未然防止を図る事業						
⑮児童育成支援拠点事業	人	－	－	－	－	－	－
			420	420	420	420	420
⑯親子関係形成支援事業	養育環境等に課題を抱える子どもに対して、居場所となる拠点を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習の支援、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談等を行うことにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業						
	人	－	－	－	－	－	－
			30	30	30	30	30
⑰産後ケア事業	子育てに悩み・不安を抱える保護者とその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を含むプログラムを実施し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけてもらうことで、親子間における適切な関係の構築を図る事業						
	人	－	16	16	16	16	16
			12	12	12	12	12
⑱妊婦等包括相談支援事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業						
	ショートステイ型	人日	787	2,660	2,660	2,660	2,660
	デイサービス型		62	2,490	2,518	2,537	2,573
	アウトリーチ型		98	138	138	138	138
				127	128	129	131
⑲乳児等通園支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により心身の状況、置かれている環境等を把握するとともに、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業						
	回	－	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
			7,497	7,581	7,641	7,749	7,857
⑳乳児等通園支援事業	保育所等に入所していない子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助等を行う事業						
	人日	－	－	－	－	－	－
			107	105	107	107	108

(注1) 「⑧養育支援訪問事業」・「⑩妊婦健康診査」・「⑪乳児家庭全戸訪問事業」・「⑭子育て世帯訪問支援事業」の確保数は数値で明示していませんが、各事業で量の見込みに対応する適切な確保方策を設定しています。

(注2) 「⑲乳児等通園支援事業」の確保方策は、今後、国の詳細な制度設計が示された段階で、令和8年度以降の実施に向けて検討ていきます。

この印刷物は、業務委託により 3,000 部印刷製本しています。その経費として 1 部あたり 110 円（税込）がかかっています。
ただし、編集時の人件費等は含んでいません。

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)(令和7年度～令和11年度) 【概要版】

発行年月 令和7(2025)年3月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03(5273)4260

ファックス03(5273)3610

印刷物作成番号

2024-13-3001

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

**新宿区子ども・子育て支援事業計画
(第三期)**

概要版

新宿区